

## 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

## 1 法律上の位置付け

	大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定方法	国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ定める。 ※必須	国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ定めるよう努めなければならない。 ※努力義務
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画

## 2 大綱に関する文部科学省の考え方

(平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省初等中等教育局長通知)

## (1) 定義

○大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。

○大綱は、教育基本計画に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。

○大綱の対象期間については、4 年から 5 年程度を想定している。

## (2) 教育振興基本計画その他の計画との関係

○地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱は必要ない。

## 3 岩倉市の対応について (案)

○現在策定中の「(仮称) 岩倉市教育振興基本計画」の中の「基本理念」等の部分を大綱として位置づけることを基本として検討していく。